私道の下水道管（私道排水設備）に関する疑問・トラブル・お困りごとについて

東京都２３区内において私道排水設備に関する疑問やトラブル・お困りごとが発生した際は、こちらを御確認の上、該当する連絡先に問合せください。

目次

1 私道排水設備・公共下水道管と宅内排水設備 ・・・１ページ

2 私道排水設備と公共下水道管の見分け方 ・・・２ページ

3 問題・トラブル事例と問合せ先 ・・・３・４ページ

4 排水設備に関する問合せ先 ・・・５ページ

5 私道助成に関する問合せ先 ・・・６ページ

私道の下水道管(私道排水設備)はお客さまの財産です。
下水道局で清掃・工事等を行うことはできません。

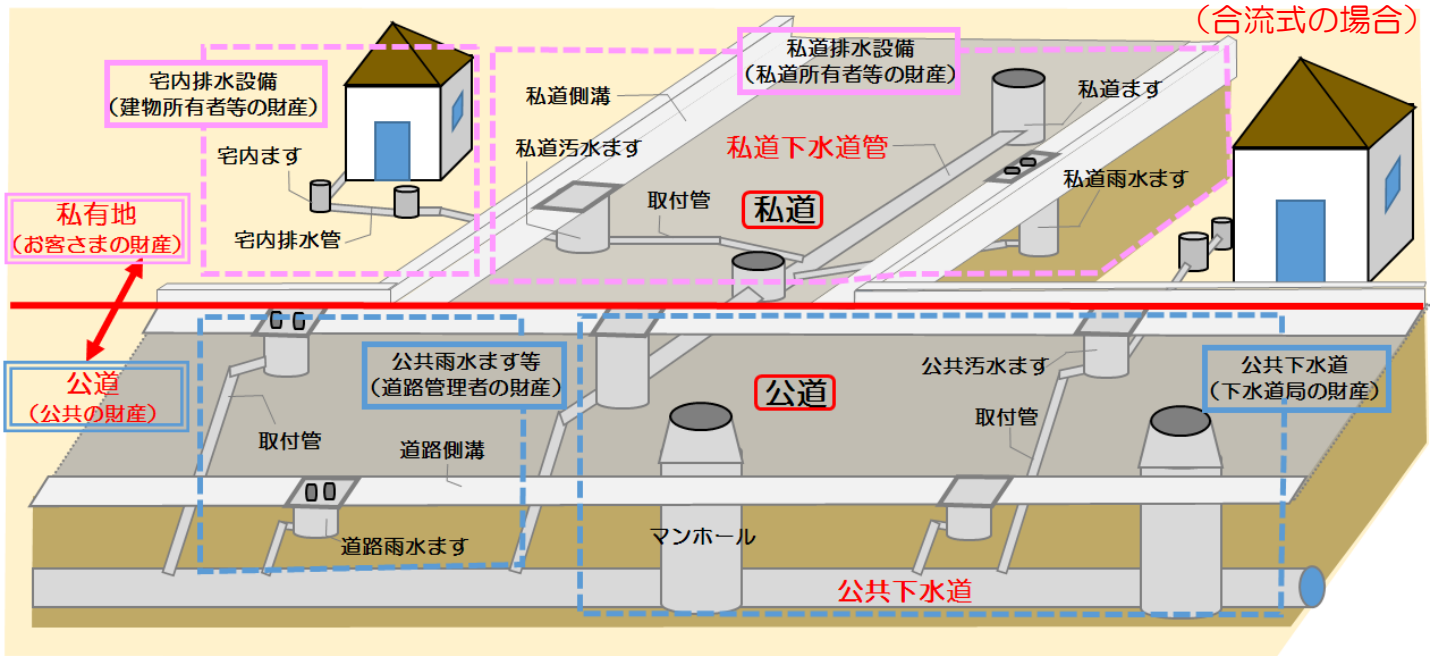
東京都下水道局

1 私道排水設備・公共下水道管と宅内排水設備

私道排水設備・公共下水道管

私道排水設備とは**私道に設けられる**、宅内のトイレ・風呂等からの汚水や雨どい等からの雨水と私道雨水を流す排水管、また道路雨水を流す道路側溝等のことです。

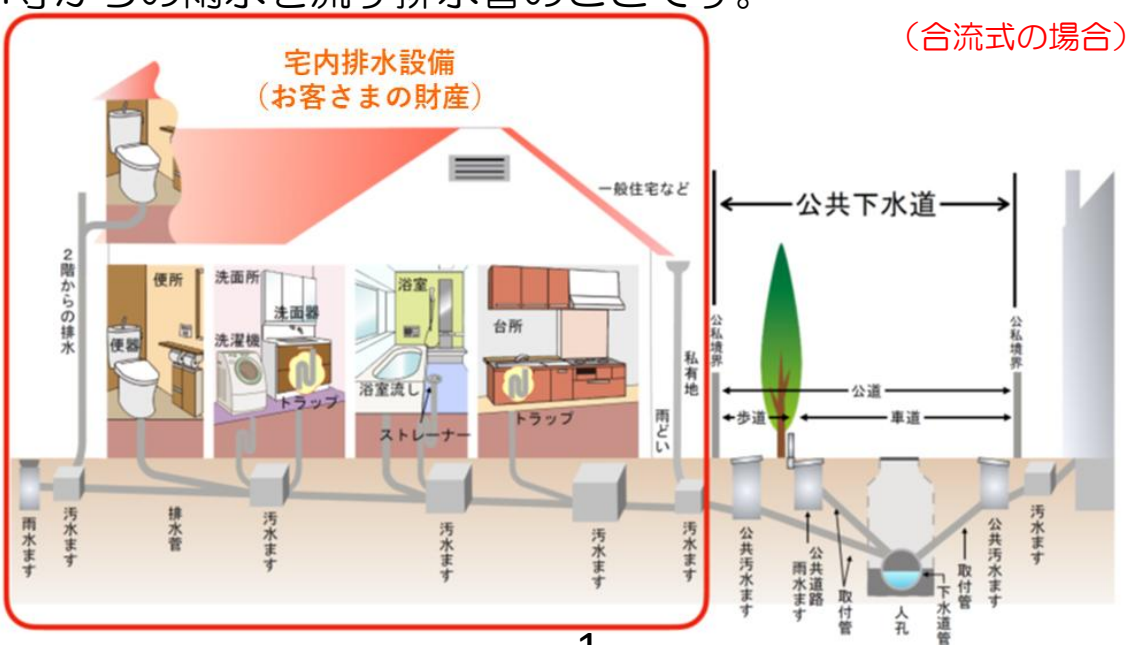
公共下水道管とは**公道に設けられる**、汚水や雨水を流す排水管のことです。（道路雨水ます・道路側溝等は公共下水道に含みません）



宅内排水設備

宅内排水設備とは**私有地に設けられる**、宅内のトイレ・風呂等からの汚水や雨どい等からの雨水を流す排水管のことです。

（合流式の場合）



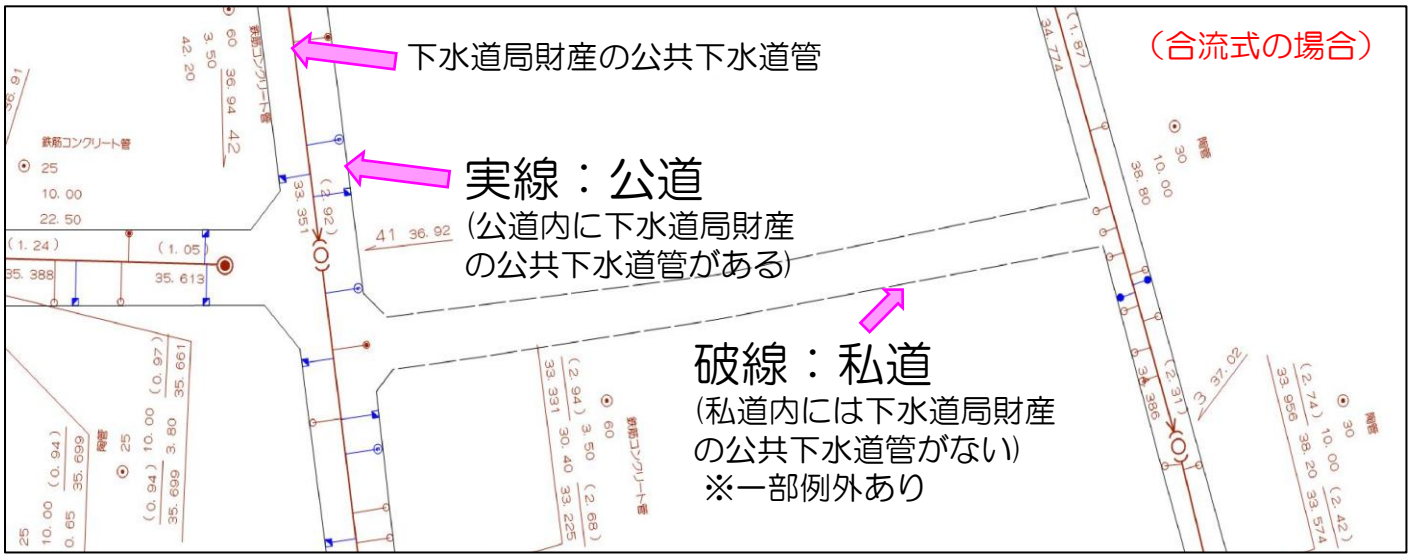
2 私道排水設備と公共下水道管の見分け方

東京都下水道局HPより「東京都公共下水道台帳」を確認

https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/daicyo

東京都公共下水道台帳

公道は実線で私道は破線で表示
下水道局の財産でない下水道管は、公共下水道台帳には記載されません。

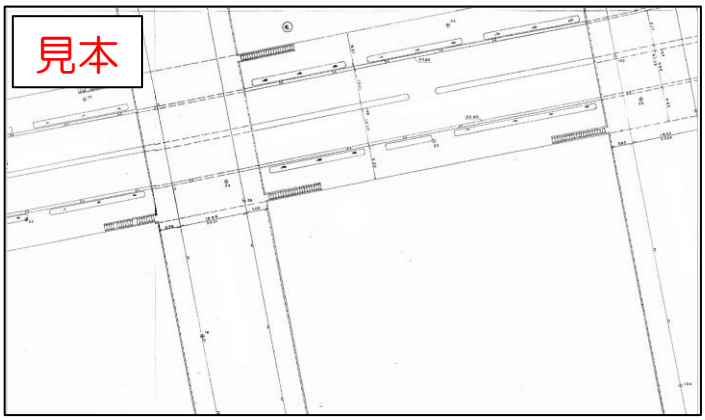


東京都公共下水道台帳

※下水道台帳は参考です。
正確な情報は道路台帳（注１）、登記簿謄本（注２）等で御確認ください。

（注１）道路台帳
区役所のHPで閲覧出来る場合もあります。
詳細は区役所にお問合わせください。

（注２）登記簿謄本
最寄りの登記所やオンライン請求等で確認できます。



道路台帳



登記簿謄本

3 問題・トラブル事例と問合せ先

よくある問題・トラブルについての問合せと回答です。
問合せの前にこちらを御確認ください。

私道の下水道管(私道排水設備)はお客さまの財産です。
下水道局で清掃・工事等を行うことはできません。

Q1『私道の下水道管がつまって流れない！』『私道の下水道管が破損している！』

A1　所有者や使用者等と相談の上、清掃・補修をお願いします。
緊急の対応が必要な際は**総合設備メンテナンスセンター**(後掲)へ御連絡ください。
※マンションや借家等の場合には、管理会社やオーナーへの御相談をお勧めします。
※私道の下水道管つまりの見分け方（参考）
（宅内排水設備のつまり）
- 宅内の一部の水回りにおける排水不良（トイレのみ流れない等）
- 私道の下水道管を使用する近隣宅に問題が生じていない場合

（私道下水道管のつまり）
- 私道ますの蓋から汚水が溢れている場合
- 私道の下水道管を使用する近隣宅にも問題が生じている場合

Q2『私道の下水道管が老朽化したので新しい管に入替えたい！』『私道の下水道管を新設して新しい管に切替えたい！』

A2　所有者や使用者等と相談の上、工事をお願いします。

下水道局では技術的な相談のみお受けします。
工事を行うことはできません。
※相談の際は、私道排水設備の図面等、現地の状況がわかる資料を御用意ください。
※詳細は、お住まいの区を所管する下水道事務所(後掲)にお問合わせください。

一部の区では助成制度を設けています。
※各区ごとに助成条件を定めており、条件に合致しないと助成を受けることはできません。
※区役所(後掲)に直接お問合わせください。

3 問題・トラブル事例と問合せ先

Q3『家を新築して、私道の下水道管に下水を流したい！』

A3 私道の下水道管はお客さまの財産です。
所有者や使用者等に承諾を得てください。
また、排水設備工事の着工７日前までに下水道局へ届出を行ってください。

https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/living/takuchi/todokede

下水道局へ届出が必要です

Q4『私道の所有者を知りたい！』

A4 登記簿謄本等で御確認ください。下水道局では把握しておりません。

Q5『私道の下水道管の構造を知りたい！調査したい！』

A5 私道の下水道管の所有者や使用者等に御確認ください。
または所有者や使用者等の承諾を得た上で、専門業者に調査を依頼してください。
下水道局では把握しておりません。

Q6 その他の問題（民事的な相談等）

A6 私道の下水道管はお客さまの財産です。
所有者や使用者等と相談の上、問題を解決してください。
下水道局や区役所にお問合わせいただいても、解決に至らないことがあります。

私道の下水道管（私道排水設備）を共用している場合は、所有者や使用者等で情報共有し、相談・調整を行ってください。

※所有者や使用者間の問題・トラブル等に、下水道局や区役所は介入できません。
所有者や使用者間の問題・トラブル等の場合には、法律相談窓口等へご相談ください。
※宅内排水設備・私道排水設備の工事は東京都指定排水設備工事事業者でないと施工することができません。東京都指定排水設備工事事業者へ依頼してください。

https://www.gesui1.metro.tokyo.lg.jp/living/a4/list/current/

東京都指定排水設備工事事業者

4 排水設備に関する問合わせ先

総合設備メンテナンスセンター

受付時間 24時間 365日受付
電話番号 0120-850-195（フリーダイヤル）
※東京都指定排水設備工事事業者の協同組合が運営する排水設備等の修繕受付センターで、２３区内の宅地内排水設備に関する有料修繕を取扱っています。

下水道事務所（下水道局）

下水道事務所

受付時間 開庁日の午前　８時３０分～午後１２時００分
午後１３時００分～午後１７時１５分

所管地域	事務所名	電話番号
千代田区 中央区 港区（台場を除く） 渋谷区	中部下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当	03(3270)8322
文京区 台東区 豊島区 荒川区	北部下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当	03(5820)4347
墨田区 江東区 港区のうち台場地区 品川区のうち東八潮地区 大田区のうち令和島地区	東部第一下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当	03(3645)9647
足立区 葛飾区 江戸川区	東部第二下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当	03(5680)1354
新宿区 中野区 杉並区	西部第一下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当	03(5343)6207
北区 板橋区 練馬区	西部第二下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当	03(3969)3343
品川区（東八潮を除く） 目黒区 大田区（令和島を除く） 世田谷区	南部下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備担当	03(5734)5043

5 私道助成に関する問合わせ先

私道助成（区役所）

私道助成に関しては、区役所に直接お問合わせください。
※下水道事務所にお問合わせいただいた際に、区役所を御案内させていただくこともございます。

区名	担当部署	電話番号
千代田	環境まちづくり部　道路公園課　計画・設計係	03(5211)4240
中央	環境土木部　道路課　道路保全係	03 (3546)5430
港	各地区総合支所　まちづくり課	芝地区　03 (3578)2032 麻布地区 03 (6441)0432 赤坂地区 03 (6812)9550 高輪地区 03 (5422)7941 芝浦港南地区 03 (6400)0032
新宿	みどり土木部　道路課　工事調整係	03 (5273)3579
文京	土木部　道路課　整備工事担当	03 (5803)1249
台東	都市づくり部　土木課　設計担当	03 (5246)1313
墨田	都市整備部　都市整備課　庶務・細街路担当	03 (5608) 6292
江東	土木部　道路課　工務係	03 (3647)9664
品川	都市環境部　建築課　細街路担当	03 (5742)9173
目黒	都市整備部　道路公園課　補修設計係	03 (5722)9774
大田	まちづくり推進部　建築調整課 地域道路整備担当	03 (5744)1308
世田谷	土木部　豪雨対策・下水道整備課 豪雨対策担当	03 (6432)7963
渋谷	土木部　道路課　狭あい道路整備係	03 (3463)2847
中野	都市基盤部　道路建設課　道路維持係	03 (3228)5743
杉並	都市整備部　杉並土木事務所　私道整備担当	03 (3315)4178
豊島	都市整備部　道路整備課　道路整備グループ	03 (3981)4878
北	土木部　道路公園課　道路係	03 (3908)9265
荒川	防災都市づくり部　土木管理課　維持みどり係	03 (3802) 4892
板橋	土木部　土木計画・交通安全課 交通安全・啓発助成係	03 (3579)2297
練馬	土木部　計画課　総合治水係	03 (5984)2074
足立	都市建設部　道路管理課　助成担当	03 (3880)5012
葛飾	都市整備部　住環境整備課　細街路整備係	03 (5654)8350
江戸川	土木部　保全課　事業調整係	03 (5662)1930

令和８年４月１日現在